

青森県報

第二千四百六十三号

平成十七年
四月八日
(金曜日)

目 次

告 示

字区域の変更.....	(市 振興課) 一
生活保護法による介護機関の指定.....	(健康福祉課) 二
右 同.....	(同) 三
救急病院の廃止.....	(医療業務課) 三
救急病院の設置.....	(同) 三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課) 三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(同) 四
介護保険法による介護老人福祉施設の指定.....	(同) 四
基本測量の実施.....	(監理課) 五
過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の完了.....	(道路課) 五
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(河川砂防課) 五
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正.....	(同) 六
右 同.....	(同) 六
林業用種苗生産事業者の登録の失効.....	(林政課) 七
地籍調査の成果の認証.....	(農村整備課) 七
土地改良区の合併の認可.....	(同) 七
県営土地改良事業計画変更の決定.....	(同) 七

開発行為に関する工事の完了..... (建築住宅課) 八

告 示

青森県告示第三百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二二九八林班ろ・八²小班、二二九九林班い¹小班で、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の二九五五の点から二九八四の点までの点を順次連結する線及び二九五五の点と二九八四の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字長後字喜平治山に編入する。
(二二九八林班ろ小班)

二九五五	点	X座標	+ 四八三二・三六メートル
		Y座標	- 一三一四・〇六メートル
二九五四	点	X座標	+ 四八三三・一六メートル
		Y座標	- 一三〇五・五二メートル
二九六〇	点	X座標	+ 四八三〇七・二五メートル
		Y座標	- 二九二・七四メートル
二九六一	点	X座標	+ 四八三〇一・六二メートル
		Y座標	- 二七四・二四メートル
二九六二	点	X座標	+ 四八二九二・四四メートル
		Y座標	- 二二五三・〇七メートル
二九六三	点	X座標	+ 四八二七三・九一メートル
		Y座標	- 二二四四・〇七メートル
二九六四	点	X座標	+ 四八二九六・八一メートル

二九七九	点	X座標	+ 四八二二八・六六メートル
		Y座標	- 一四〇五・八五メートル
二九七八	点	X座標	+ 四八二〇六・三三メートル
		Y座標	- 一三九九・五〇メートル
二九七七	点	X座標	+ 四八一九六・一三メートル
		Y座標	- 一三九四・五〇メートル
(二二九八林班八 ² 小班)			
二九七六	点	X座標	+ 四八一八一・四〇メートル
		Y座標	- 一三八五・四六メートル
二九七五	点	X座標	+ 四八一六九・二六メートル
		Y座標	- 一三六四・三〇メートル
二九七四	点	X座標	+ 四八一七八・〇三メートル
		Y座標	- 一三五四・五五メートル
二九七三	点	X座標	+ 四八一八八・五九メートル
		Y座標	- 一三六〇・九六メートル
二九七二	点	X座標	+ 四八二二五・六三メートル
		Y座標	- 一三三四・八九メートル
二九七一	点	X座標	+ 四八二二二・八七メートル
		Y座標	- 一三〇四・二二メートル
二九七〇	点	X座標	+ 四八二二二・一三メートル
		Y座標	- 一三五九・六一メートル
二九六九	点	X座標	+ 四八二四二・八四メートル
		Y座標	- 一三三六・四六メートル
二九六八	点	X座標	+ 四八二七三・二六メートル
		Y座標	- 一三〇九・一二メートル
二九六七	点	X座標	+ 四八二九七・二八メートル
		Y座標	- 一二八二・六二メートル
(二二九九林班い ¹ 小班)			
二九六六	点	X座標	+ 四八三二六・九二メートル
		Y座標	- 一二八五・五二メートル
二九六五	点	X座標	+ 四八三一八・五七メートル
		Y座標	- 一二〇〇・一三メートル
二九六〇	点	X座標	+ 四八二二〇・四一メートル
		Y座標	- 一二二〇・四一メートル

二九八〇	点	X座標	+ 四八二二七・五〇メートル
		Y座標	- 一三八九・〇四メートル
二九八一	点	X座標	+ 四八二五三・二四メートル
		Y座標	- 一三七〇・九七メートル
二九八二	点	X座標	+ 四八二七四・七四メートル
		Y座標	- 一三三六・七七メートル
二九八三	点	X座標	+ 四八二九六・〇五メートル
		Y座標	- 一三四五・六四メートル
二九八四	点	X座標	+ 四八三〇九・八〇メートル
		Y座標	- 一三三八・六六メートル

青森県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三村 申 吾

居宅介護事業者	名称	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指定年月日
社会福祉法人北光会	南津軽郡大鰐町大字大鰐字范頭	訪問介護	南津軽郡大鰐町大字大鰐字浅瀬	平成十七・四・一
社会福祉法人白生会	五所川原市大字金山字竹崎二三〇の三	訪問介護	五所川原市大字敷島町一の三	平成十七・四・一
有限会社愛の郷	南津軽郡平賀町大字唐竹字母原六九の二	痴呆対応生活介護	南津軽郡平賀町大字唐竹字母原七一の二	一七・三・二

青森県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	社会福祉法人北光会	主たる事務所の所在地	南津軽郡大鰐町大字大鰐字泡頭九の二	居宅介護支援事業所	名 称	あずみ野ケアサポート	所 在 地	南津軽郡大鰐町大字鱒石字浅瀬淵三五の五	年 指 月 日 定	平成十七年四月一日
	名 称	社会福祉法人北光会	主たる事務所の所在地	南津軽郡大鰐町大字大鰐字泡頭九の二		名 称	あずみ野ケアサポート	所 在 地	南津軽郡大鰐町大字鱒石字浅瀬淵三五の五		年 指 月 日 定

青森県告示第三百二十四号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第一条第二項の規定により告示する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	つがる市国民健康保険つがる市立成人病センター	所 在 地	つがる市木造末広四三の三
名 称	青森市民病院	所 在 地	青森市勝田一丁目一四の二〇

青森県告示第三百二十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	つがる市国民健康保険つがる市成人病センター	所 在 地	つがる市木造末広四三の三	認定の有効期限	平成二十年二月十日
名 称	外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院	所 在 地	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四二の一	認定の有効期限	平成二十年三月二十七日
名 称	青森市民病院	所 在 地	青森市勝田一丁目一四の二	認定の有効期限	平成二十年三月三十一日

青森県告示第三百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により告示する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	年 指 月 日 定	
名 称 又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	
社会福祉法人北光会	南津軽郡大鰐町大字大鰐字泡頭九の二	あずみ野ヘルパーステーション	南津軽郡大鰐町大字鱒石字浅瀬淵三五の五	平成十七年三月十七日
社会福祉法人鶴住会	北津軽郡板柳町大字野中字鶴住一〇二の二	グループホーム	北津軽郡板柳町大字野中字鶴住一〇二の二	平成十七年三月十三日
社会福祉法人青森市社会福祉協議会	青森市本町四丁目一之三	訪問介護	青森市浪岡大字浪岡字稲村二七四	平成十七年三月十三日

有限会社 ライズ社	社会福祉 人幸福園	社会福祉 人楽晴会	社会福祉 人楽晴会	株式会社 ムスン	株式会社 フサポ ライコ	特定非 活動法 宅生活 人営利	外ヶ 浜町	社会福祉 人敬仁会	一部事 務組 合下北 医療 センター	社会福祉 会青森 市協 議社	社会福祉 会青森 市協 議社
八戸市沼館二丁目三三三の五	青森市大字矢田三丁目下野尻四八の	三沢市大町二丁目六の二七	三沢市大町二丁目六の二七	東京都港区六本木一丁目一〇の	八戸市一番町二丁目三の一	上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四の二	青森市大字新城字平岡七四六	むつ市小川町一丁目二の八	青森市本町四丁目一の一三	青森市本町四丁目一の一三
痴呆対応 型共同 生活介 護	通所介 護	訪問看 護	訪問介 護	訪問介 護	福祉用 具貸与	訪問介 護	訪問看 護	短期入 所生活 介護	居宅療 養管理 指導	通所介 護	訪問入 浴
グルー ムふく ち	所和幸 事業	青空 訪問 看護 シヨ ン	ムヘル パー シヨ ン	株 式 会 社 ム ス ン タ イ	ウ ィ ン ク ル ・ サ イ ト	在 宅 生 活 ヘ ル シ ヨ ン ス テ	外 ヶ 浜 町 訪 問 看 護 ス テ ィ シ ヨ ン	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム か い ふ う	む つ 市 リ テ ィ シ ヨ ビ ン 病 院	会 青 森 市 支 部 中 央 支 部	会 青 森 市 支 部 中 央 支 部
三戸郡福地村大字福田字町頭八の一	青森市南佃一丁目二の二七	三沢市大町二丁目四の一三	三沢市東岡三沢一丁目五七〇の九五B	八戸市是川三丁目二の三	八戸市一番町二丁目三の一	上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前一の七九	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	青森市大字久栗坂字山辺八九の一〇	むつ市桜木町一三の一	青森市浪岡大字浪岡字稲村二七四	青森市浪岡大字浪岡字稲村二七四
"	"	"	"	"	"	"	"	一七・三・一六	"	"	"

青森県告示第三百二十八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年月日
名称 社会福祉法人北光会 主たる事務所の所在地 南津軽郡大鰐町大字大鰐字泡頭九の二 名称 あずみ野ケアサポート 所在地 南津軽郡大鰐町大字鱒石字浅瀬三三の五 平成 一七・三・一七	名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 浪岡支部 所在地 青森市浪岡大字浪岡字稲村二七四 平成 一七・三・一五	名称 特定非営利活動法人双松福祉会 居宅介護支援事業所 三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一 平成 一七・三・一六
名称 株式会社コソカポ 主たる事務所の所在地 八戸市一番町二丁目三の一 名称 有限会社サクラメデイック 居宅介護支援事業所 青森市幸畑三丁目五の二一 名称 有限会社サクラメデイック 居宅介護支援事業所 三沢市中央町三丁目七の三 平成 一七・三・一六	名称 有限会社レインボ 居宅介護支援事業所 青森市幸畑三丁目五の二一 名称 有限会社サクラメデイック 居宅介護支援事業所 三沢市中央町三丁目七の三 平成 一七・三・一六	名称 有限会社サクラメデイック 居宅介護支援事業所 三沢市中央町三丁目七の三 平成 一七・三・一六

青森県告示第三百二十七号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。
平成十七年四月八日
青森県知事 三村 申 吾

有限会社新堂企画	上北郡上北町中 央南四丁目三二 の三〇八	痴呆対応 型共同 生活介 護	グルー ムひま わ	上北郡上北町大 字大浦字菅林一 六の一	"
----------	----------------------------	-------------------------	-----------------	---------------------------	---

次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	開 設 の 場 所	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム かいふう	青森市大字久栗坂字山辺八九の一〇	平成 一七・三・二六

青森県告示第三百二十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間

平成十七年四月五日から平成十八年三月二十四日まで

三 作業地域

県内全域

青森県告示第三百三十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の町村道に関する工事が完成したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一二の四	改築（道路改良）	平成 一六・七・三
福浦川目線	下北郡川内町大字川内字福浦山一の下北郡山国町大字八二八林班ほ ² 小から下北郡佐井村大字長後字縫道石一の縫道石国町八三一一林班ほ小班まで	"	一六・二・二七
夏坂大館線	三戸郡田子町大字関字南来満山三九林班へから三戸郡田子町大字関字南来満山四一林班り ¹ まで	"	一七・三・三〇
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の七	"	一六・九・一四

青森県告示第三百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

貝羅木二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱二号を結んだ線は町道唐牛裏通り線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	南津軽郡大鰐町	唐牛	貝羅木	二五の三

八	七	六	五	四	三	二	一
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	貝	"	"	"	"	村
二	二	羅	"	"	"	"	井
六	九	木	"	"	"	"	
二	一		五	四	三	一	
六	三		の	の	の	の	
三	〇		一	一	一	一	
〇							
六	四						

青森県告示第百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
 三条第一項の規定により、昭和五十六年三月十七日青森県告示第百三十一号（急傾
 斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定に
 より公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び鰯ヶ沢県土整備事務所に
 備え置いて縦覧に供する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第十号を次のように改める。

十 姥袋二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及
 び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号
 と標柱二号を結んだ線は川崎沢左側官民地境界線とし、標柱一号と標柱十二号とを
 結んだ線は町道姥袋中央線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線
 とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡鰯ヶ沢町	姥袋町	霜坂熊ヶ沢	五五の一 地先
二	"	"	"	八八
三	"	"	"	六四
四	"	"	"	六三の三〇
五	"	"	"	六四

十二	十一	十	九	八	七	六	一
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
霜	"	下	"	"	"	"	"
坂	"	夕	"	"	"	"	"
熊	"	野	"	"	"	"	"
ヶ	八		六	六	六	六	七
沢	四		一	三	三	三	の
			六	〇	〇	〇	一
			三	三	三	三	
			四	四	四	四	
			二	二	二	二	
			七	七	七	七	
			九	九	九	九	

青森県告示第百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
 三条第一項の規定により、昭和五十六年十二月二十四日青森県告示第千五十五号（急
 傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定に
 より公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備
 え置いて縦覧に供する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第七号を次のように改める。

七 剣吉急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び
 標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ
 線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡名川町	剣吉	大館	一の
二	"	"	"	一
三	"	"	"	二六の二
四	"	"	"	二六の二
五	"	"	岩ノ下	一一の
六	"	"	"	一一の
七	"	"	"	九の三九

公 告

林業用種苗生産事業者の登録の失効
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のと

おり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により
公告する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	登録年月日	生 産 事 業 者		生 産 事 業 の 内 容		名 称	所 在 地	失効年月日
		氏名又は名称	住 所	種 穂	苗			
三七	昭和四・三・二九	南郷村森林組合	三戸郡南郷村大字島守字馬場七八	採種 精選	幼苗の育成	南郷村森林組合	三戸郡南郷村大字島守	平成一七・三・一八
三八	四・三・二九	倉石村森林組合	三戸郡五戸町大字倉石中市字上三平五四の一・二	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木の育成	倉石村森組苗圃	三戸郡五戸町大字倉石中市	一七・三・一八

地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市	市町村名	大 字 名	小 字 名
戸門 鶴ヶ坂			田川の一部 山部 見通

土地改良区の合併の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、西津軽土地改良区と富港土地改良区の合併を平成十七年三月三十一日認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 西津軽土地改良区は、合併後存続する。
- 二 西津軽土地改良区は、定款を変更する。
- 三 富港土地改良区は、合併により解散する。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、青森西部地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業）計画を変更したので、同条第

六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年四月十一日から同年五月十二日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

～ 開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

<p>開発区域（工区）に含まれる 地域の名称</p>	<p>開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）</p>
<p>三 上北郡百石町一川目二丁目六五の七四</p>	<p>上北郡百石町一川目二丁目七三の六七 小嶋忠博</p>

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭